

仲裁センターだより 国際家事ADR

(ハーグ条約に基づく 子の返還・面会交流の 和解あっせん)

仲裁センター運営委員会 委員長 蓑毛 誠子 ●Seiko Minomo

1 ハーグ条約事案の 和解あっせんについて

平成26年4月1日に、日本において「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下、「ハーグ条約」といいます。)が発効し、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」(以下、「ハーグ条約実施法」といいます。)が施行されました。

ハーグ条約および同条約実施法は、常居所地国から国境を越えて連れ去られた子についての常居所地国への返還を命ずる裁判手続(子の返還)について主として定めていますが、その一方で、条約7条2項cおよび10条、同実施法9条は、子の返還等に関する援助を行う中央当局(日本においては外務大臣)が子の任意の返還および問題の友好的な解決のため必要な措置を取るとしています。これは、子の返還手続においては、子を常居所地国に返還すべきか否かだけの判断がなされるにすぎないため、そのようなドラステックな解決ではなく、両親間の友好的な話し合いにより、子を返還する場合の諸条件、または返還しない場合の諸条件も含めた合意に至ることができれば、子にとって最も望ましいという基本的な考え方によります。

外務省は、当事者の話し合いによる問題の友好的な解決を促すため、話し合いのあっせんを行い得る民間ADR機関と契約し、必要に応じ当事者に民間ADR機関の紹介をすることとしました。平成26年度においては、東京三弁護士会・公益社団法人総合紛争解決センター(大阪)・沖縄弁護士会の5団体が、ハーグ

条約事案の和解あっせん事業につき、外務省からの業務委託を受けました。東京三弁護士会では、この事業を「国際家事ADR」として、医療ADR、金融ADRに次ぐ第三の専門ADRと位置付けています。外務省からの業務委託は単年度の契約で、平成27年度は上記5団体に愛知県弁護士会を加えた6団体が契約することとなりました。

以下、第二東京弁護士会(二弁)の国際家事ADRについてご紹介します。

2 第二東京弁護士会の 国際家事ADR

二弁は、運営するADR機関「仲裁センター」における和解あっせん手続として、国際家事ADRを行っています。したがって、国際家事ADRにおいても、申立て、あっせん人の選任、期日の開催、合意が成立した場合の和解契約書の作成等の基本的な手続は、一般の和解あっせん事件と異なりません。

しかし、ハーグ条約事案については、①遠隔地(一方当事者が海外在住)の当事者間での話し合いになることが多い、②当事者の母語が日本語でない場合がある、③外国語による書面や証拠が提出されることがある、④外国の法制度が関係してくる可能性が高い、といったことから、制度上または運営上、いくつか特別な取り扱いをすることとし、ハーグ条約発効に先立つ平成26年1月6日、「仲裁センターにおけるハーグ条約事件等に関する特別細則」を制定しました。

また、外務省委託事業として行われる和解あ

っせんについて、当事者は、一定の範囲で国からの援助が得られることとなっています。この援助は、一般の和解あっせん事件で当事者が仲裁センターに対し支払うべき手数料の一部や、一定の範囲の通訳および翻訳費用等*1を国が負担するという形で行われます。

1 当事者

国際家事ADRを利用できる当事者は、ハーグ条約実施法に基づく外国への子の返還事案または日本における面会交流事案の当事者です。中央当局の「外国返還援助決定」または「日本国面会交流援助決定」を受けている方か、その相手方に限ります。仲裁センターでは、申立時に、援助決定書の写し、または、相手方が援助決定を受けたことについての中央当局からの通知文書の写しを提出していただき、援助決定の対象案件の当事者であることを確認した上で、国際家事ADR案件として取り扱っています。

なお、裁判所における子の返還手続は、子の住所地により東京家庭裁判所または大阪家庭裁判所が第1審の管轄裁判所となりますが、仲裁センターが国際家事ADRとして受理するにあたっては子の住所地は特に問いません。

2 和解あっせんの内容

子の返還または面会交流について両当事者の話し合いによる解決を目指します。話し合いの方向性としては、大きく分けて、子を常居所地国に返還することおよびそれに伴う諸条件（返還の時期・方法・費用負担、返還後の子の監護（住居・教育・医療・宗教など）、返還後の面会交流、パスポートの取り扱いなど）というパターンと、子が日本にとどまることおよびそれに伴う諸条件（日本における子の監護（住居・教育・医療・宗教など）、面会交流、パスポートの取り扱いなど）というパターンがあります。

3 和解あっせんの手続

(1) 申立て

申立書は、窓口提出や郵送のほか、電子メールで送付することもできます。申立書等の書面または証拠が外国語の場合、日本語訳を付すようお願いしています。日本語訳が付されていない場合、あっせん人が日本語に翻訳すべき書面および証拠を指定します。翻訳費用については、一定の範囲で国が負担します。

(2) あっせん人

仲裁センターでは、国際家事ADRをスタートするにあたり、家族や子どもの問題についての知見や国際的な案件の経験を有する弁護士および他分野の専門家からなる国際ADRあっせん人候補者名簿を整備しました。平成27年3月末時点において13名の国際家事ADRあっせん人候補者を登録しています。国際家事ADRの申立てがなされると、仲裁センターが国際家事ADRあっせん人候補者名簿の中から2名の候補者をあっせん人として選任します。子の返還や面会交流は両親の間の争いであることから、原則として男性1名、女性1名のあっせん人を選任するようにしています。

(3) 被申立人への働きかけ

あっせん人が選任された時点で、第一回期日を決定します。仲裁センターは、申立書等を被申立人に送付し、中立性を害さない限度で、あっせん手続への参加を促します。

申立人は、被申立人の住所が不明のまま申立てをすることもできます。その場合、中央当局が申立人への援助の一環として被申立人に対し和解あっせんの申立てがあったことの連絡および被申立人の意思確認を試みます。被申立人から和解あっせん手続に参加すること（応諾）の意思が表明された場合に限り、手続が進みます。当事者は仲裁センターに対し住所を秘匿したままあっせん手続に参加することも可能ですし、他方当事者に対してのみ住所を秘匿することもできます*2。

被申立人が応諾しない場合には、あっせん人は手続を終了します。

*1 平成26年度委託事業においては通訳費用・翻訳費用・通信費を合わせて1事案あたり64万円、かつ、通信費については1事案あたり13万2000円が限度とされていた。

*2 和解が成立した後にその内容についてそれぞれの国において法的執行力を確保しようとする場合、当該国の法令に従って当事者の住所を明らかにすべき場合があることはいうまでもない。

(4) 期日

当事者はインターネットテレビ会議システムまたは国際電話により期日に参加することができます。申立人と被申立人の期日を別々に実施する場合があります。

ADRならではの柔軟性を活かし、当事者が海外から参加する場合に時差に配慮して日本時間の早朝や夜に期日を開催したり(弁護士会館が利用できない時間帯の場合、法律事務所等の別の場所で開催することもあります)、当事者が子の返還手続のために来日している間に集中して期日を開催すること等も可能です。

平成26年度においても、インターネットテレビ会議システムを利用して期日を開催したケース、連続した2日間に2回の期日を開催したケースがありました。

和解あっせん手続における当事者の代理人は日本法上の弁護士に限りませんが、各当事者において外国弁護士に相談しながら進めることはもちろん差し支えなく、むしろ相談しながら進めることが望ましいです。

(5) 手数料

申立手数料(1万円(税別))は国が負担するため、免除されます。

期日手数料(各当事者につき1期日あたり5000円(税別))は4回目の期日分まで国が負担するため、免除されます。5回目以降の期日を開く場合の期日手数料は原則当事者負担です。原則として、4回目の期日までに和解が成立することを目標として手続を進めます。ただし、特段の事情がある場合には、5回目以降の期日についても国が負担することがあります。

成立手数料は、通常事件においては、仲裁および和解あっせん手数料細則および同細則運用基準に従って、紛争の価額をもとに算定されますが、国際家事ADRにおいては、返還・面会交流に関する合意の部分についての成立手数料は、国が負担するため免除されます。ただし、返還・面会交流以外の事項(離婚、養育費、財産分与等)についても合意した場合、この部分に対する成立手数料につい

ては、当事者負担となります。

(6) 言語

期日での使用言語は日本語を主とします。国際家事ADRあっせん人候補者は外国語に堪能な方がほとんどですが、あっせん人が通訳の役割まで担うこととなると手続の円滑な進行に支障をきたすため、当事者が日本語以外の言語を用いることを希望する場合は、通訳人が立ち会います。一定の範囲までの通訳費用は国が負担します。

仲裁センターでは、当番弁護センターに登録している通訳人の中で、国際家事ADRに関する研修受講済みの方に、国際家事ADR通訳人としてご協力いただいています。

(7) 翻訳

当事者が外国語で作成された書面や証拠を提出する場合、あっせん人が日本語に翻訳すべき書面および証拠を指定します。日本語で提出された書面および証拠についても、あっせん人の判断で外国語への翻訳を求める場合があります。いずれの場合においても、一定の範囲で国の援助が受けられます。

なお、提出した書面および証拠の内容や分量により、要約書の作成・提出を指示することがあります。

(8) 守秘義務

仲裁センターやあっせん人は和解あっせん手続の当事者に対し守秘義務を負いますが、当事者が相互に守秘義務を負うことは特に定められていません。

諸外国の中には、ADRの手続の中で話した内容や提供した情報について、後の訴訟手続で証拠等として利用することが許されないとの制度になっている国もあります。そこで、守秘義務について当事者間で認識の齟齬が生じることを防ぐため、あっせん人の判断で、手続の冒頭に守秘義務に関する覚書を締結する場合があります。

(9) 手続の終了

当事者間で和解が成立した場合には、合意書を日本語にて作成し、当事者の希望があれば、外国語の参考訳を添付します。合意書は、当事者へ直接交付するか、後日配達証明付書

留郵便等で発送します。

あっせん人が和解成立の見込みがないと認める場合には、手続は終了となります。

（10）和解の法的拘束力および執行力について

当事者間で成立した和解は、私的合意にすぎませんので、日本において執行力を付与したい場合は、家庭裁判所に調停の申立てを行って調停を成立させるか、仲裁合意をして仲裁手続に移行した上で、当事者双方から申立てを得て和解における合意を内容とする決定を行う（仲裁法38条1項決定）*3ことが考えられ、また、他国においては、同国の法律ののっとり、裁判所で合意内容と同一の内容の命令（いわゆるミラーオーダー）を得る手続を取る必要があります。国によっては、ADRにおける合意は裁判所に持ち込み債務名義化しない限り私的合意としての法的拘束力すら有しないとす国もありますので、場合によっては、私的合意としての拘束力を有することを和解契約書上に明記するなどの留意も必要です。

4 今後の展望

外務省委託事業としての国際家事ADRがスタートして約1年、利用件数は決して多くないものの、1件1件試行錯誤しながら対応し、一定の成果もあげることができました。当事者間の葛藤がきわめて高いケースが少なくないハーグ条約事案を柔軟に解決するための選択肢として広く利用していただけるよう、今後も工夫を重ねていきたいと考えています。

また、仲裁センターでは、外務省委託事業としての国際家事ADRがスタートする以前から、外国人や外国に関連する家事事件を取り扱っていますので（広義の国際家事ADR）、ハーグ条約事案ではないものの国際的な要素のある家事案件について、インターネットテレビ会議システム等を利用しての和解あっせんを希望される場合にも、是非ともご活用いただきたいと思ひます。

*3 仲裁法13条1項は、「仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り、その効力を有する。」と規定しており、「離婚又は離縁」のみを私的自治の範囲外とし規定していること、子の返還や面会交流は身分関係の変更にはあたらないことから、子の返還や面会交流は仲裁適格を有すると考えられる。

会員のみなさまへ

育児期間中の当会会費が免除されます！ （育児に従事することが免除要件となります）

男性女性問わず、会員が育児と弁護士業務を両立することを支援するため、育児中の会員のみなさまに対して、育児期間中の会費を免除する制度があります。平成27年4月末現在、506名の会員から申請を受け付けました。制度内容は以下のとおりですので、該当の会員の先生におかれましては、どうぞご利用ください。

《制度内容》

- ◆ 免除対象者
満2歳に達するまでの子を有する会員。子は、会員との親子関係があれば足り、養子を含みます。
- ◆ 免除内容
6か月間の当会一般会費免除（子が満2歳に達するまでの連続した6か月を任意に指定できます）。子が満2歳に達するまでに申請があれば、既に納めた会費の還付申請もできます。
- ◆ 免除要件
子の育児に従事し、免除期間終了後に育児報告書を提出。（上記報告書は、ホームページ等で公開されることがあります。）

- ◆ 申請方法
子が満2歳に達するまでに申請書、子の出生を証する書面および会長の定める誓約書（子の育児に従事すること、免除期間終了後に報告書を提出することを内容とする）を提出して申請してください。
- ◆ 申請書入手方法
申請書は、二弁会員専用ホームページで入手していただくかまたは事務局にお問い合わせください。
- ◆ 受付方法
持参、郵送で総務課宛に書類をご提出ください。

* 日本弁護士連合会の育児期間中の会費免除には別途手続が必要になります。（P52参照）
詳細につきましては、会員サービスサイト「書式・マニュアル」に掲載しておりますのでご確認ください。
お問い合わせ先 総務課（TEL：03-3581-2258 / FAX：03-3581-3337）